

健 保 だより

No. 202 2020 3
MARCH

東部ゴム健康保険組合
<http://www.toubugomukenko.or.jp>



合戦場のしだれ桜(福島県)

令和2年度 収入支出予算概要表

一般勘定

健康保険／収入			
科 目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)	
健康保険収入			
保険料	5,788,469	459,402	
国庫負担金収入、その他	2,621	208	
小計	5,791,090	459,610	
調整保険料収入	78,119	6,200	
繰越金	400,000	31,746	
繰入金	1	—	
国庫補助金収入	3,198	254	
特定健康診査等事業収入	27	2	
財政調整事業交付金	70,000	5,556	
利子収入	413	33	
施設利用料	220	17	
補助金等追加収入	4,161	330	
その他	6,279	498	
小計	11,073	879	
合 計	6,353,508	504,247	
経常収入合計	5,801,224	460,415	

健康保険／支出			
科 目	予算額(千円)	被保険者1人当たり額(円)	
事務費			
事務所費	128,697	10,214	
小計	1,971	156	
保険給付費			
法定給付費	3,209,070	254,688	
小計	5,796	460	
納付金			
前期高齢者納付金	3,214,866	255,148	
後期高齢者支援金	1,060,284	84,150	
病床転換支援金	1,339,844	106,337	
退職者給付拠出金	8	1	
小計	46	4	
保健事業費	2,400,182	190,491	
還付金	219,549	17,425	
営繕費	915	72	
財政調整事業拠出金	1,501	119	
連合会費	78,119	6,200	
積立金	3,830	304	
雑支出	1,300	103	
予備費	688	55	
合 計	301,890	23,960	
経常支出合計	6,353,508	504,247	
経常収支差引額	5,971,683	473,943	

介護勘定

介護保険／収入			
科 目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)	
介護保険収入			
繰越金	734,905	94,497	
国庫補助金収入	50,000	6,429	
雑収入	1	—	
利子収入	21	3	
雑収入	2	—	
合 計	784,929	100,930	

介護保険／支出			
科 目	予算額(千円)	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額(円)	
介護納付金			
介護保険料還付金	737,087	94,778	
積立金	300	39	
雑支出	1	—	
予備費	50	6	
合 計	47,491	6,107	
合 計	784,929	100,930	

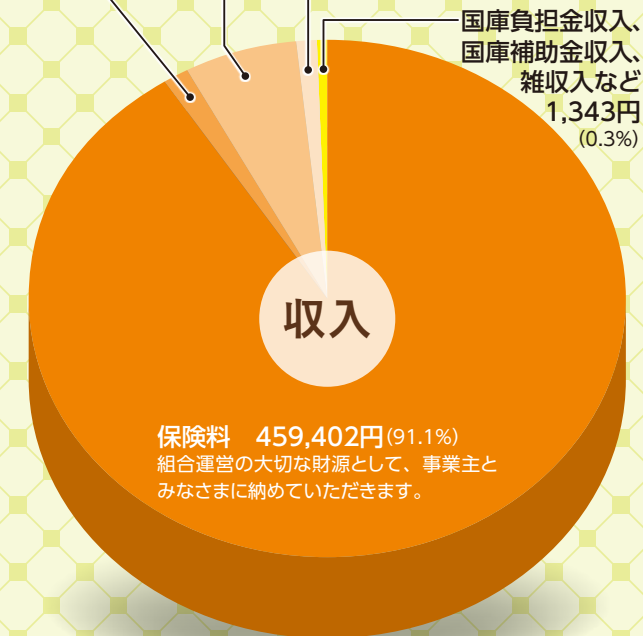
みなさま1人当たりで見る予算 (健康保険)

予算総額 504,247円

調整保険料収入 6,200円(1.2%)
健康保険組合間の財政調整のための別枠保険料として納めていただきます。

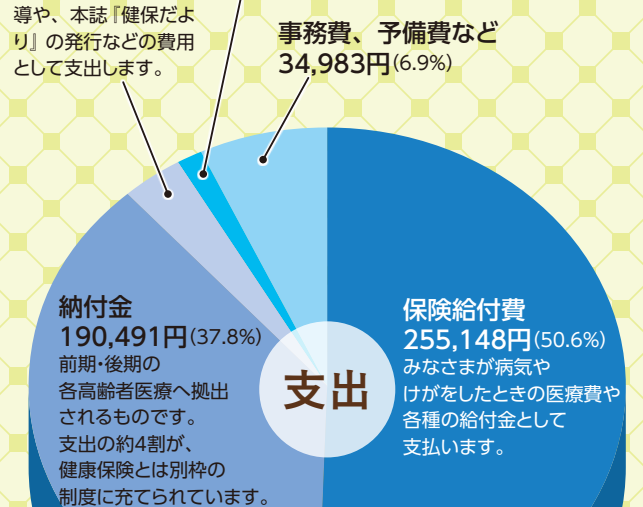
繰越金 31,746円(6.3%)
前年度決算残金を予算の収入項目に繰り越し計上したものです。

財政調整事業交付金 5,556円(1.1%)
高額な医療費等が発生した際などに、健康保険組合連合会から調整金として交付されます。



保健事業費 17,425円(3.5%)
特定健診・特定保健指導や、本誌「健保だより」の発行などの費用として支出します。

財政調整事業拠出金 6,200円(1.2%)
健康保険組合間の財政調整などのために健康保険組合連合会へ拠出します。



みなさまの健康管理こそが 健保財政健全化につながります

健康保険料率:1000分の98
介護保険料率:1000分の17.9(協会けんぽと同率)

当健保組合の令和2年度予算が、先に開催された組合会で承認されました。

令和2年度は健康保険料率を「千分の98」に据え置き、介護保険料率は協会けんぽと同率の「千分の17・9」で予算を編成いたしました。

※本文中の金額表示は、十万円単位を四捨五入しています。※概要表・グラフは端数処理の関係で、一部合計の合わない箇所があります。

健康保険

令和2年の日本の景気は、政府の経済対策や堅調な内需にけん引され、緩やかながらも回復軌道に復帰することが期待されている一方で、米中貿易摩擦の長期化や英国のEU離脱等が懸念材料となり、先行きへの警戒心も根強く残っています。

このような中、健保組合を取り巻く情勢は厳しいものがあります。急速な高齢化と医療の高度化によって医療費は増加の一途をたどり、支え手である現役世代の減少とともに、国民皆保険制度は財政的に存続が危ぶまれる状況となっています。とりわけ、団塊の世代が75歳に到達し始める2022年以降は高齢者医療費のさらなる増加に伴い、制度全体の財政悪化が急速に進む見込みです。

財政改善のためには、医療保険制度における給付と負担の見直しを図ることが求められますが、みなさまにおかれましては、ご自身をはじめご家族で健診の受診や体力づくりにご留意され、健康管理をお心がけくださいますようお願いいたします。

収入

健保組合の収入源である保険料については、前年度と同率となる保険料率「千分の98」を設定することで、57億8,800万円を見込みました。保険料のみですべての支出項目をまかなうことは困難であるため、前年度決算残金の一部(4億円)を繰り越して収入項目に計上することで収支のバランスをとり、予算を編成いたしました。

支出

支出は主にみなさまが病気やけがなどで医療機関に受診した際に発生する保険給付費と高齢者医療制度に対する納付金・支援金で占められます。2年度のこの2つの項目の合計は56億1,500万円で、保険料の97・0%を占める計算になります。その他の支出では、保健事業について2億2,000万円を計上し、特定健診・特定保健指導をはじめとした疾病予防事業を中心に実施する予定です。

健保財政の現状打開には制度面の抜本的な改革が不可欠で

ですが、それまでにできることとして「みなさまが健康を維持し、少しでも医療費をかけない生活を維持すること」が大切になってきます。健保組合の保健事業はそのための重要施策でもあります。具体的な保健事業は4ページに掲載しておりますので、ぜひともご利用ください。

介護保険

健保組合は、40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)および特定被保険者※の方に納めていただいた介護保険料を「介護納付金」として国に納めています。

当健保組合では、平成27年度から全国健康保険協会(協会けんぽ)と同率の介護保険料を徴収しておりますが、2年度についても同様の取り扱いとすることになり、介護保険料率は協会けんぽと同率の「千分の17・9」に決まりました。

これにより2年度の介護保険収入には7億3,500万円を見込んでいます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者を有する40歳未満もしくは65歳以上の被保険者。

東振協契約・令和2年度の各種健診のご案内

被保険者・被扶養者のみなさまを対象に、当健保組合が実施している東振協の各種健診をご案内します。
東振協は全国の医療機関（令和元年度より一般健診・生活習慣病予防健診は受診できる医療機関を大幅に拡大し約680の医療機関、人間ドックは約580の医療機関）と契約し、健診事業を行っています。ぜひご利用ください。

なお、一般健診、生活習慣病予防健診の医療機関は各事業所へ2月12日にメールで送付した契約医療機関名簿でご確認ください。人間ドックの医療機関は当健保組合ホームページでご確認ください。また、生活習慣病予防健診を受診できる医療機関は、4月1日よりホームページでもご覧になれるよう準備を進めています。

- 健診料金は全国どこでも同一の料金です(下記表をご確認ください)。
みなさまの利便性に合った医療機関を選択し、受診できます。
- 検査項目は全国同一の検査内容です(検査項目は東振協ホームページでご確認ください)。
- 申し込みの際は直接医療機関へ「東部ゴム健保組合の組合員であること」を伝えて予約をとり、保険証を持参して受診してください。
- 特定健診の結果に基づいて、特定保健指導を行います。



定期的に健診を受けていると、病気の早期発見を確認することができます。
年一回の健診で安心を手に入れましょう。

健診種類および健診コース		被保険者	被扶養者 (男性)	被扶養者 (女性)	受診者負担(税込)	受診期間	申込方法
一般健康診査 A1コース		35歳未満			1,100円	年度内	医療機関へ直接申し込み または各事業所経由で とりまとめて申し込み
生活習慣病予防健診 (特定健診含む) Bコース		35歳以上			3,300円	令和2年度より、 年度内いつでも 受診できるよう になりました。	
// 子宮細胞診実施の場合					3,850円		
会場別巡回健診【夏or秋】	一般健康診査 A1コース	35歳未満			1,100円	夏季 8月～9月 秋季 11月～12月	
	生活習慣病予防健診 (特定健診含む) Bコース	35歳以上	35歳以上		3,300円		
	// 子宮細胞診実施の場合				3,850円		
婦人生活習慣病予防健診【春or秋】 (特定健診含む) 被保険者 C1コース 被扶養者 C3コース		35歳以上		35歳以上	3,850円	春季 4月～8月 秋季 10月～1月	
日帰り人間ドック (特定健診含む) Dコース		40歳以上	40歳以上	40歳以上	被保険者▶11,330円 被扶養者▶16,830円	年度内	医療機関へ直接申し込み

※年齢基準は、当該年度末です。
※上記料金には消費税が含まれています。
※各種健診あわせて年度内1回の受診となります。重複受診にはご注意ください。
※当健保組合の資格を喪失した後に受診した場合は、上記の負担額では受診できません。受診当日に資格があることをご確認ください。
※婦人生活習慣病予防健診は、東振協「オンライン申込サイト」より個人での申込ができます。

令和2年度 主な保健事業の ご案内

健保組合の保健事業を 有効にご活用ください

当健保組合の令和2年度の事業計画をご案内いたします。
みなさまから納めていただいた保険料の多くは医療費の支払いに充てられますが、健保組合としては保健事業にも力を注ぎたいと考えています。

令和2年度におきましては、「インフルエンザ予防接種補助」について組合補助金額を1,000円から1,500円に引き上げます。「一般健康診査」「生活習慣病予防健診」につきましては、年度内いつでも受診できるよう体制を整えています。また、「データヘルス計画」では、生活習慣病の重症化予防のための受診勧奨の人数を増やし、さらなる重症化予防に努めます。ぜひとも当健保組合の保健事業をご活用ください。

1. 健康診査

- 1 特定健康診査・特定保健指導の実施
- 2 35歳以上被保険者対象の生活習慣病予防健診
- 3 35歳未満被保険者対象の一般健康診査
- 4 35歳以上被保険者・被扶養者対象の婦人生活習慣病予防健診
- 5 35歳以上被扶養者対象の生活習慣病予防健診
- 6 40歳以上被保険者対象の人間ドック（1泊、日帰り）
- 7 40歳以上被扶養者対象の人間ドック（日帰り）
- 8 40歳以上被保険者対象のPET検診
- 9 健康診査後の保健指導相談
- 10 インフルエンザ予防接種補助（東振協）

2. 保健指導宣伝

- 1 医療費通知 年1回実施
- 2 機関誌の発行 原則年3回発行
- 3 事務担当者通信 年4回実施
- 4 ホームページ開設 年 間
- 5 生活指導書等の配布 年3回配布
- 6 教養指導冊子の配布 年2回配布
- 7 保健宣伝の共同活動 年 間
- 8 健康世帯表彰 年1回実施
- 9 ジェネリック差額通知 年1回実施
- 10 健康管理委員会 年4回実施
- 11 健康管理事業推進委員会 年1回実施
- 12 家庭常備薬の斡旋 年2回実施
- 13 データヘルス計画 年 間

3. 体育奨励と契約保養所

- 1 契約保養所の利用補助
（1人1泊2,000円の補助）
休暇村…38カ所、東京都電機健康保険組合直営保養所2カ所、日本金型工業健康保険組合直営保養所3カ所、グリーンピア3カ所 ほか
- 2 東京都総合組合保健施設振興協会の健康フェスティバル（ウォークラリー、ウォーターフェスティバル、野球大会、1日介護・健康講座 等／本誌9月号にてご案内の予定）
- 3 山の家、海の家、プール、スキー 等の契約施設（としまえん、よみうりランド、舞子観光協会 等）
- 4 「健康づくりセンター・へるすぴあ」および「スポーツクラブ・ルネサンス」



「東部ゴム健保へ加入を」 協会けんぽに加入のゴム製品関連企業をご紹介します

当健保組合では、事業所の加入を積極的に促進しています。

みなさまの関連企業または取引先の事業所で、当健保組合に未加入の事業所がございましたら、ご紹介くださいますようお願いいたします。

加入要件は、全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入している事業所で、ゴム製品を主体とする事業(製造・販売)およびゴム原材料の販売を主体とする事業です。また、当健保組合の加入事業所の関連会社、子会社、企業グループ会社であれば上記以外の業種でも結構です。

お問い合わせ先 **03-6447-2513**

被扶養者の認定要件に「国内居住」が加わります

令和2年4月1日から、健康保険法における被扶養者等の条件として、「国内に居住していること」が追加となります。

このため、被扶養者が国内に居住していない場合は、右記に示す例外を除いて被扶養者とはなりませんので、被扶養者の資格がなくなります。

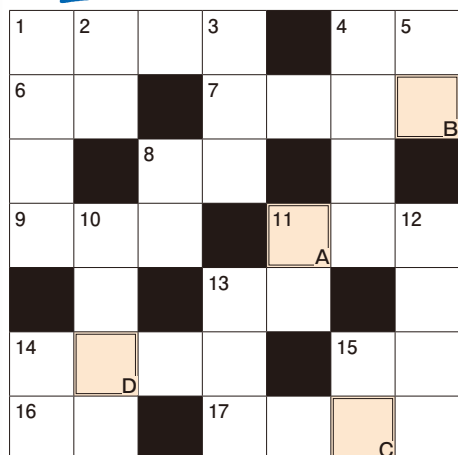
- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養またはボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者
- ⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

ご不明な点がありましたら、
当健保組合業務課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 **03-6447-2513**



©スカイネットコーポレーション



全部できたら二重ワクの4文字をABC順に読んでください。
その言葉が答えです。

★タテのカギ

- 1 ひな祭りに供える三色三段重ねの食べ物
- 2 天ぷらやそばにつける
- 3 試験に合格して取得
- 4 おひたしなどにする黄色い春の花
- 5 ____、現在、未来
- 8 燃料にする木
- 10 大学を卒業して、いよいよ____人に
- 11 きょうだいの一番下
- 12 「事務所」を英語で
- 13 昔から今まで。日本____の風習
- 14 石けんからブクブク
- 15 会話に入れず____の外

★ヨコのカギ

- 1 ダンボールに荷物を詰めて新居へ
- 4 ケンカするほどいいとか
- 6 交われば赤くなる
- 7 ニシンの卵巣を塩漬けにした食品
- 8 舞台の開演とともに上がる
- 9 博学な人はこれが豊富
- 11 ひねくれている性格
- 13 鳴く____が美しいウグイス
- 14 伴奏なしで歌うこと
- 15 アサリやハマグリなどの____を掘りに海へ
- 16 ____シャツにネクタイ
- 17 徳川幕府の初代将軍

- 応募資格 当健保組合の被保険者およびそのご家族に限り(1人1枚)。
- 用紙・答えの書き方 通常ハガキに二重ワクの文字をABC順に記入してください。記入事項はこのほか①応募者の事業所名、②保険証の記号番号、③自宅住所、④自宅電話番号、⑤応募者氏名です。
- 送り先 〒107-0051 東京都港区元赤坂1-5-26 東部ビル4階 東部ゴム健康保険組合
- 締切 令和2年4月27日(月)必着
- 当選者の発表 第138回の「けんぽクイズ」に掲載します。
- 賞品 当選された10名の方に対し、記念品を直接お贈りします。
- 第136回当選者【答え：クッシン】※敬称略・順不同
伊藤朋子／本田麻里子／佐藤正子／松野竜也／鈴木啓／筒井明美／廣木陽子／田中将矢／森本萌実／勝呂法正

ご家族(被扶養者)が 就職されたときなどは 健保組合に届出をお忘れなく!

知っておきたい
健保のしくみ

健康保険では、被保険者だけでなく被扶養者として認められているご家族のみなさまにもさまざまな給付を行っています。しかし、被扶養者となっているご家族が次のようなケースに当てはまる場合は、被扶養者ではなくなります。ご家族が被扶養者の資格にあてはまらなくなったら、「被扶養者(異動)届」に該当者の「保険証」を添え、該当した日から5日以内に当健保組合に届け出てください。

※「高齢受給者証」「限度額適用認定証」をお持ちの被扶養者は、あわせて返却してください。

たとえば、次の場合、被扶養者の資格からはずれます

就職・他の健保組合に加入した

- ◆被扶養者が就職し、就職先の健康保険の被保険者になった。
- ◆短時間で働く被扶養者が、パート先で被保険者になった。



平成28年10月から、短時間で働く方(学生を除くパート・アルバイト等)が社会保険の加入対象となりました。下記すべてに該当する場合は勤め先の健康保険の被保険者となります。

- ・雇用期間が1年以上見込まれる
- ・1週間の所定労働時間が20時間以上
- ・月の所定内賃金が88,000円以上
- ・勤め先の従業員数が501人以上(500人以下でも労使合意により適用拡大が可能)

仕送りをやめた・少なくした

- ◆別居している被扶養者への仕送りをやめたときや仕送り額が被扶養者の収入を下回った。

失業給付金を受給した

- ◆被扶養者が雇用保険の失業給付金を受給するようになった。

75歳になった

- ◆被扶養者が75歳※になり、後期高齢者医療制度の被保険者になった。

※65～74歳の方が一定の障害があると認定され、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様です。



収入額が変わった

- ◆被扶養者の年収が130万円※以上見込まれることになった、または被保険者の収入の1/2以上になった。

※60歳以上または障害がある場合は年収180万円以上(老齢年金、障害年金、遺族年金を含む)。

- ◆共働き夫婦が子どもを共同で扶養する場合、被扶養者を扶養する被保険者の収入が配偶者より少なくなった(原則として年間収入が多いほうの被扶養者になる)。



別居した

- ◆被扶養者となるために同居が条件となる親族※が、被保険者と別居した。

※被保険者の配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族(三親等内)は同居でなければ被扶養者として認定されません。

7ページ中央の記事もご覧ください!

保険料 月額表

(令和2年3月分保険料より適用)

■ 保険料率（一般保険料率・調整保険料率・介護保険料率）

事業主 負担率	49 1000	一般 保険料率	48.35 1000	左記の 内訳	基本 保険料率 28.3017 1000 特定 保険料率 20.0483 1000	調整 保険料率	0.65 1000
事業主介護保険料率		8.95 1000					
被保険者 負担率	49 1000	一般 保険料率	48.35 1000	左記の 内訳	基本 保険料率 28.3017 1000 特定 保険料率 20.0483 1000	調整 保険料率	0.65 1000
被保険者介護保険料率		8.95 1000					

■ 当健保組合の保険料月額表

標準報酬			報酬月額		保険料月額								
等級	月額	日額			一般保険料+調整保険料			介護保険料			合計		
					事業主	被保険者	合計	事業主	被保険者	合計	事業主	被保険者	合計
1	円 58,000	円 1,930	～	円未満 63,000	円 2,842	円 2,842	円 5,684	円 519.1	円 519.1	円 1,038.2	円 3,361.1	円 3,361.1	円 6,722.2
2	68,000	2,270	円以上 63,000	円未満 73,000	3,332	3,332	6,664	608.6	608.6	1,217.2	3,940.6	3,940.6	7,881.2
3	78,000	2,600	73,000	83,000	3,822	3,822	7,644	698.1	698.1	1,396.2	4,520.1	4,520.1	9,040.2
4	88,000	2,930	83,000	93,000	4,312	4,312	8,624	787.6	787.6	1,575.2	5,099.6	5,099.6	10,199.2
5	98,000	3,270	93,000	101,000	4,802	4,802	9,604	877.1	877.1	1,754.2	5,679.1	5,679.1	11,358.2
6	104,000	3,470	101,000	107,000	5,096	5,096	10,192	930.8	930.8	1,861.6	6,026.8	6,026.8	12,053.6
7	110,000	3,670	107,000	114,000	5,390	5,390	10,780	984.5	984.5	1,969.0	6,374.5	6,374.5	12,749.0
8	118,000	3,930	114,000	122,000	5,782	5,782	11,564	1,056.1	1,056.1	2,112.2	6,838.1	6,838.1	13,676.2
9	126,000	4,200	122,000	130,000	6,174	6,174	12,348	1,127.7	1,127.7	2,255.4	7,301.7	7,301.7	14,603.4
10	134,000	4,470	130,000	138,000	6,566	6,566	13,132	1,199.3	1,199.3	2,398.6	7,765.3	7,765.3	15,530.6
11	142,000	4,730	138,000	146,000	6,958	6,958	13,916	1,270.9	1,270.9	2,541.8	8,228.9	8,228.9	16,457.8
12	150,000	5,000	146,000	155,000	7,350	7,350	14,700	1,342.5	1,342.5	2,685.0	8,692.5	8,692.5	17,385.0
13	160,000	5,330	155,000	165,000	7,840	7,840	15,680	1,432.0	1,432.0	2,864.0	9,272.0	9,272.0	18,544.0
14	170,000	5,670	165,000	175,000	8,330	8,330	16,660	1,521.5	1,521.5	3,043.0	9,851.5	9,851.5	19,703.0
15	180,000	6,000	175,000	185,000	8,820	8,820	17,640	1,611.0	1,611.0	3,222.0	10,431.0	10,431.0	20,862.0
16	190,000	6,330	185,000	195,000	9,310	9,310	18,620	1,700.5	1,700.5	3,401.0	11,010.5	11,010.5	22,021.0
17	200,000	6,670	195,000	210,000	9,800	9,800	19,600	1,790.0	1,790.0	3,580.0	11,590.0	11,590.0	23,180.0
18	220,000	7,330	210,000	230,000	10,780	10,780	21,560	1,969.0	1,969.0	3,938.0	12,749.0	12,749.0	25,498.0
19	240,000	8,000	230,000	250,000	11,760	11,760	23,520	2,148.0	2,148.0	4,296.0	13,908.0	13,908.0	27,816.0
20	260,000	8,670	250,000	270,000	12,740	12,740	25,480	2,327.0	2,327.0	4,654.0	15,067.0	15,067.0	30,134.0
21	280,000	9,330	270,000	290,000	13,720	13,720	27,440	2,506.0	2,506.0	5,012.0	16,226.0	16,226.0	32,452.0
22	300,000	10,000	290,000	310,000	14,700	14,700	29,400	2,685.0	2,685.0	5,370.0	17,385.0	17,385.0	34,770.0
23	320,000	10,670	310,000	330,000	15,680	15,680	31,360	2,864.0	2,864.0	5,728.0	18,544.0	18,544.0	37,088.0
24	340,000	11,330	330,000	350,000	16,660	16,660	33,320	3,043.0	3,043.0	6,086.0	19,703.0	19,703.0	39,406.0
25	360,000	12,000	350,000	370,000	17,640	17,640	35,280	3,222.0	3,222.0	6,444.0	20,862.0	20,862.0	41,724.0
26	380,000	12,670	370,000	395,000	18,620	18,620	37,240	3,401.0	3,401.0	6,802.0	22,021.0	22,021.0	44,042.0
27	410,000	13,670	395,000	425,000	20,090	20,090	40,180	3,669.5	3,669.5	7,339.0	23,759.5	23,759.5	47,519.0
28	440,000	14,670	425,000	455,000	21,560	21,560	43,120	3,938.0	3,938.0	7,876.0	25,498.0	25,498.0	50,996.0
29	470,000	15,670	455,000	485,000	23,030	23,030	46,060	4,206.5	4,206.5	8,413.0	27,236.5	27,236.5	54,473.0
30	500,000	16,670	485,000	515,000	24,500	24,500	49,000	4,475.0	4,475.0	8,950.0	28,975.0	28,975.0	57,950.0
31	530,000	17,670	515,000	545,000	25,970	25,970	51,940	4,743.5	4,743.5	9,487.0	30,713.5	30,713.5	61,427.0
32	560,000	18,670	545,000	575,000	27,440	27,440	54,880	5,012.0	5,012.0	10,024.0	32,452.0	32,452.0	64,904.0
33	590,000	19,670	575,000	605,000	28,910	28,910	57,820	5,280.5	5,280.5	10,561.0	34,190.5	34,190.5	68,381.0
34	620,000	20,670	605,000	635,000	30,380	30,380	60,760	5,549.0	5,549.0	11,098.0	35,929.0	35,929.0	71,858.0
35	650,000	21,670	635,000	665,000	31,850	31,850	63,700	5,817.5	5,817.5	11,635.0	37,667.5	37,667.5	75,335.0
36	680,000	22,670	665,000	695,000	33,320	33,320	66,640	6,086.0	6,086.0	12,172.0	39,406.0	39,406.0	78,812.0
37	710,000	23,670	695,000	730,000	34,790	34,790	69,580	6,354.5	6,354.5	12,709.0	41,144.5	41,144.5	82,289.0
38	750,000	25,000	730,000	770,000	36,750	36,750	73,500	6,712.5	6,712.5	13,425.0	43,462.5	43,462.5	86,925.0
39	790,000	26,330	770,000	810,000	38,710	38,710	77,420	7,070.5	7,070.5	14,141.0	45,780.5	45,780.5	91,561.0
40	830,000	27,670	810,000	855,000	40,670	40,670	81,340	7,428.5	7,428.5	14,857.0	48,098.5	48,098.5	96,197.0
41	880,000	29,330	855,000	905,000	43,120	43,120	86,240	7,876.0	7,876.0	15,752.0	50,996.0	50,996.0	101,992.0
42	930,000	31,000	905,000	955,000	45,570	45,570	91,140	8,323.5	8,323.5	16,647.0	53,893.5	53,893.5	107,787.0
43	980,000	32,670	955,000	1,005,000	48,020	48,020	96,040	8,771.0	8,771.0	17,542.0	56,791.0	56,791.0	113,582.0
44	1,030,000	34,330	1,005,000	1,055,000	50,470	50,470	100,940	9,218.5	9,218.5	18,437.0	59,688.5	59,688.5	119,377.0
45	1,090,000	36,330	1,055,000	1,115,000	53,410	53,410	106,820	9,755.5	9,755.5	19,511.0	63,165.5	63,165.5	126,331.0
46	1,150,000	38,330	1,115,000	1,175,000	56,350	56,350	112,700	10,292.5	10,292.5	20,585.0	66,642.5	66,642.5	133,285.0
47	1,210,000	40,330	1,175,000	1,235,000	59,290	59,290	118,580	10,829.5	10,829.5	21,659.0	70,119.5	70,119.5	140,239.0
48	1,270,000	42,330	1,235,000	1,295,000	62,230	62,230	124,460	11,366.5	11,366.5	22,733.0	73,596.5	73,596.5	147,193.0
49	1,330,000	44,330	1,295,000	1,355,000	65,170	65,170	130,340	11,903.5	11,903.5	23,807.0	77,073.5	77,073.5	154,147.0
50	1,390,000	46,330	1,355,000円以上		68,110	68,110	136,220	12,440.5	12,440.5	24,881.0	80,550.5	80,550.5	161,101.0

※40歳以上65歳未満の被保険者は、一般保険料・調整保険料・介護保険料が徴収されます。

※40歳以上65歳未満の被扶養者を有する40歳未満もしくは65歳以上の被保険者（特定被保険者という）については、介護保険料の徴収を行っています。

※賞与については、上限額が年間累計で573万円となり、一般保険料・調整保険料・介護保険料が徴収されます。